

芦別市では、太陽光発電施設の設置に関し、自然環境や景観等との調和や周辺住民への説明、施設の適切な維持管理、事業終了後の施設の撤去・処分に配慮することで、太陽光発電施設が円滑に導入できるよう「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」を制定しました。

このため、本市に太陽光発電施設の設置を計画している事業者は、法令や本ガイドライン等に沿って、必要な手続き・届出を行うことになります。

ガイドラインの主な概要

- ○対象施設/太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換するための設備及び付属設備をいい、出力10キロワット以上の発電施設をいうもので、建築物の屋根、壁面若しくは屋上に設置するものなど、主に自己消費を目的とするものは除く。
- ○対象地域/市内全域
- ○設置に適さない区域/法令上開発行為が厳しく制限されている区域以外に、生活環境、景観、防災等の観点から、施設の設置により甚大な影響が想定される区域。
- ○遵守事項/関係法令及び事業計画策定ガイドラインなどを遵守する。
- ○住民説明会等の実施/事業者は、施設を設置する場合、その計画の概要について、 周辺関係者に対し説明会等により事業内容を周知し、調和を保つこと。
- ○太陽光発電施設の適切な維持管理/事業者は、施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。
- ○施行期日/令和4年4月1日~
- ○その他/詳細は、市公式ホームページ「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設 の設置との調和に関するガイドライン」と環境省ホームページをご覧ください。
- ●詳細/環境衛生係☎27-7361